

平取町アイヌ総合政策推進基本計画

令和2年3月

北海道平取町

目 次

第1章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の概要	1
1. 目的	1
2. 計画の期間	1
3. 計画策定の目的	1
4. 計画の位置づけ	1
第2章 国内外におけるアイヌ民族を含む先住民族政策	3
1. 海外における先住民族政策の把握	3
(1) 「世界の先住民の国際年」宣言	3
(2) 「先住民族の権利に関する宣言」国際連合	3
2. 日本におけるアイヌ政策の経緯	4
(1) ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告	4
(2) アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に 関する法律	5
(3) アイヌ施策のあり方に関する有識者懇談会報告	5
(4) 「民族共生の象徴となる象徴空間」作業部会報告	6
(5) アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に 関する法律	8
第3章 平取町におけるアイヌ政策の概要	10
1. 平取町アイヌ文化振興基本計画	10
(1) 平取町アイヌ文化振興基本計画の目的と目指す姿	10
(2) 平取町アイヌ文化振興の施策と推進体制	11
2. 第6次平取町総合計画	12

(1) アイヌ文化の振興	12
(2) 文化財の保護と活用	14
(3) アイヌ福祉施策の推進	16
3. アイヌ施策推進法の施行による新たなアイヌ総合政策体系	16
第4章 平取町におけるアイヌ政策の主な課題	18
1. 個別事業におけるアイヌ政策の主な課題	18
2. アイヌ施策全般における課題の整理	19
第5章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の基本的考え方	21
1. 計画の目指す将来像	21
2. 計画の基本理念	21
3. 計画策定における基本的な視点	21
4. 計画の構成と目指す目標	22
第6章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の体系と基本施策	24
1. 施策の基本方針と体系	24
2. 基本施策	25
(1) 基本施策1 沙流川流域の森林・河川環境の保全・活用	25
(2) 基本施策2 アイヌ民族と文化に関する理解促進と普及啓発	25
(3) 基本施策3 沙流川流域の森林・河川環境の保全・活用	25
(4) 基本施策4 アイヌ文化資源を活かした多様な地域産業の振興	26
(5) 基本施策5 住み続けたい暮らしと地域コミュニティ支援の推進	26
(6) 基本施策6 沙流川流域の森林・河川環境の保全・活用	26
(7) 基本施策7 アイヌ総合政策に関わるネットワーク形成の推進	27

第7章 平取町アイヌ総合政策を推進する主要プロジェクト	28
1. 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業	28
2. アイヌ工芸の振興とアイヌ文化環境保全事業	28
3. アイヌ文化の伝承者育成事業	29
4. アイヌ文化のブランド化推進事業	29
第8章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の推進体制	30

参考資料

- 1 先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年／平成19年9月）
- 2 ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会 報告書（1996年／平成8年4月）
- 3 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（1997年／平成9年5月）
- 4 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 報告書（2009年／平成21年7月）
- 5 「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書（2011年／平成23年6月）
- 6 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（2019年／平成31年4月）
- 7 第6次平取町総合計画【アイヌ施策関連】（2016年／平成28年3月）
- 8 平取町アイヌ施策推進地域計画（2019年／令和元年9月）
- 9 平取町アイヌ総合政策に関する基本計画策定のための施策の現状に係る情報収集シート（2019年／令和元年10月）
- 10 アイヌ文化振興に係る事業の展開と象徴空間「広域関連区域」に係る平取町の役割

第1章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の概要

1. 計画の名称

平取町アイヌ総合政策推進基本計画

2. 計画の期間

- ・本計画は、10カ年（令和2年度～令和11年度）を対象とする。
- ・ただし、その間の社会、経済、政治情勢や年次計画の進捗状況などに応じ、適宜見直しを行う。

3. 計画策定の目的

平成22年3月に平取町アイヌ文化振興基本計画が策定されてから10年近くが経過し、この間にアイヌ文化振興を取り巻く町内外の動向が変化している。また、アイヌ文化振興法がアイヌ施策推進法に替わり、国によって民族共生象徴空間が整備されるなど、アイヌの人々の生活向上とともに地域振興や国際交流も含めた新たなアイヌ政策に関する総合的な検討が行われている。

これら町内外の動向の変化と国によるアイヌ政策をふまえ、平取町におけるアイヌ総合政策に関する基本的な計画を策定し、総合的な取組が効果的に進展することを目的とする。

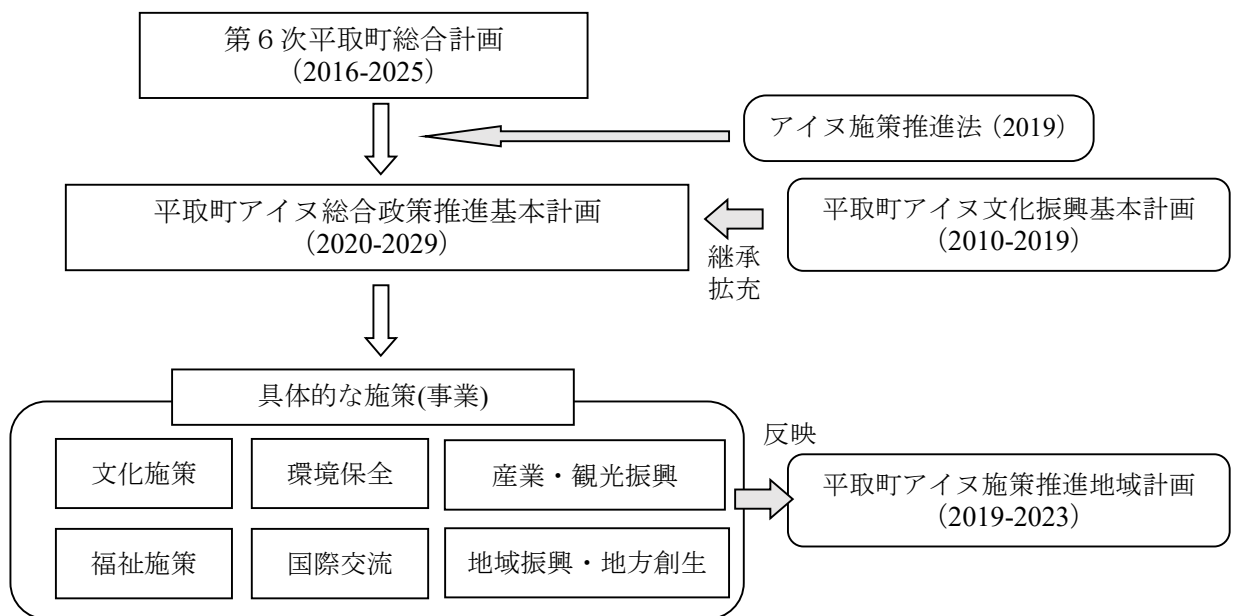
4. 計画の位置づけ

- ・平取町のアイヌ施策は、平成22年3月に「平取町アイヌ文化振興基本計画」が策定されたことにより、従来の施策に加えてアイヌ文化の振興を目的とした各種事業がより一層幅広く展開されてきた。現在では、上位計画である「第6次平取町総合計画」（平

成 28 年～令和 7 年) に基づき各種事業が実施されている。

- ・ 令和元年 5 月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法) をふまえ、総合的な施策推進を網羅する基本的考え方を示す上位計画として位置づけることとする。

■平取町アイヌ総合政策推進基本計画の位置づけ



第2章 国内外におけるアイヌ民族を含む先住民族政策

「平取町アイヌ総合政策推進基本計画」を立案するにあたり、国内外におけるアイヌほか先住民政策に関する経緯を把握・検証する必要がある。国内外の主要な宣言や報告、法整備などについて下記のとおり確認する。

1. 海外における先住民族政策の把握

(1) 「世界の先住民の国際年」宣言（1992年／平成4年）

国際連合によると、世界各地の先住民族は、少なくとも5,000以上存在し、住民の数は3億7000万人以上、5大陸の70カ国以上の国々に住んでいるとされている。世界各地に在住する先住民は、さまざまな人種的差別・抑圧の対象となっているほか、森林開発やダム建設などにより生存自体を脅かされている。このような諸問題の解決を図るため地球規模の協力を促すべく、1982年に先住民に関する作業部会で「先住民族の権利に関する宣言」の草案が作成された。先住民族の土地や資源、将来の世代のために望む発展のあり方などの諸問題について、先住民族自身の主張を国際社会へ広く訴えるため、大規模な啓発活動が行われ、1992年に国連総会で1993年を「世界の先住民の国際年」と宣言した。

(2) 「先住民族の権利に関する宣言」国際連合（2007年／平成19年）

先住民族政策の把握において、「先住民族の権利に関する宣言」国際連合（平成19年）の把握が肝要である。

この宣言では、先住民族自身の慣習と文化や伝統を守り、強化し、自身の必要性と目標に合わせた発展を続行するために、先住民族の権利を強調する。国際法にて承認されているすべての人権をすべての民族が差別されることなく平等に享有しているということを

確認するとともに、先住民族の文化や伝統的慣習を尊重し、先住民族自身が目指す経済的・社会的開発の継続を促進することを宣言している。

2. 日本におけるアイヌ政策の経緯

(1) ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告（1996年／平成8年）

平成8年にまとめられた「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」では、アイヌの人々の位置づけについて、自然人類学、歴史学、民族学、国際法等の学問的立場から様々な角度にて議論を重ね、新たなアイヌ施策の基本理念と具体的施策を提言している。

まず、アイヌの人々が北海道をはじめ日本列島北部の先住民族であるという認識を確認したうえで、今までアイヌの人々が置かれてきた歴史的経緯を振り返り、明治32年に制定された「北海道旧土人保護法」をはじめ福祉向上政策が行われてきたものの、十分な成果を上げることができなかつたと結論づけた。そこで、これからは新しい施策を進める必要があり、そのための基本理念を以下4点が提示された。

- ・アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
- ・アイヌ語をも含むアイヌ文化の振興
- ・伝統的生活空間の再生
- ・理解の促進を柱に展開する

なお、このとき同時に、近年は歴史的経緯の中で関係者の要望を踏まえアイヌという呼称をあえてウタリ（＝同胞）としていたが、民族的な誇りの尊重という基本理念に基づく新たな施策を展開するにあたり、アイヌという呼称に統一するほうが妥当である、と答申されている。

(2) アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（1997年／平成9年）

平成9年に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（略称 アイヌ文化振興法）」は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、多様な文化の発展に寄与することを目的としている。

アイヌ文化の定義を、「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産」としたうえで、国及び地方公共団体の責務として下記のように明記されている。

- ・国はアイヌ文化の振興等を図るための施策を推進するよう努める責務がある。
- ・地方公共団体は、当該区域の社会的条件に応じ、アイヌ文化の振興等を図るための施策の実施に努める責務がある。

国及び地方公共団体は、アイヌ文化の振興等を図るための施策を実施するにあたり、アイヌの人々の自発的意思及び民族としての誇りを尊重するよう配慮することが求められている。

そのうえで、国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本方針を定めなければならないが、政令で定める都道府県は、基本方針に則してアイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画を定めることとなっている。

(3) アイヌ施策のあり方に関する有識者懇談会報告（2009年／平成21年）

アイヌの人々の状況について今に至る経緯と現状（当時）の考察をふまえたうえで、今後のアイヌ政策の在り方についての提言がなされている。

中世においてはアイヌの人々と和人の間で争いがあったものの講和したが、近代に入り北海道開拓が進むにつれアイヌの人々が和人の被支配的な立場に追い込まれ、アイヌ文化の継承に深刻な打撃を受けた。アイヌの人々は日本列島北部、とくに北海道の先住民族であるという認識のもと、国にはアイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任がある。そのため政策展開における理念を下記のとおり3点提示された。

- ・アイヌのアイデンティティの尊重
- ・多様な文化と民族の共生の尊重
- ・国が主体となった政策の全国の実施

具体的施策として、国民の理解促進を図るための教育のほか、広義の文化に係る政策として、民族共生の象徴となる空間の整備、研究の推進、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、土地・資源の利活用の促進、産業振興、生活向上関連施策がある。これらの施策を推進するため、国の体制の整備などが提言として掲げられている。

(4) 「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告（2011年／平成23年）

平成21年に取りまとめられた「アイヌ施策のあり方に関する有識者懇談会」において、「民族共生の象徴となる空間」が主要施策として位置づけられた。この施策を進めるにあたり、具体的な検討を行うための作業部会が13回にわたり行われ、平成23年に報告書としてまとめられた。要旨と平取町にも関わる項目をまとめると下記のとおりである。

① 「民族共生の象徴となる空間」の意義

同報告では、下記のとおり3者に向けての意義が示されている。

- ・アイヌの人々にとっての意義

アイヌの人々が主体的に、かつ誇りをもって文化伝承活動を行い、伝統を基礎とした新たな文化を創造することができるような、心のよりどころとなる空間とする。

- ・ 国民一般にとっての意義

多様で豊かな文化を享有できる空間とする。

- ・ 国際的な意義

異なる民族の共生、文化の多様性の尊重等の国際的にも追求される理念を実現するための空間とする。

② 「民族共生の象徴となる空間」の役割と機能

意義をふまえ、今後のアイヌ施策推進において担うべき役割とともに、拠点としての位置づけが3点明示された。それは、広義のアイヌ文化振興の拠点であること、アイヌの歴史、文化等に関する国民理解の促進の拠点であること、将来の発展に向けた連携・協働の拠点であることである。そのためには広大な自然空間の活用が必要であり、文化施設を核として周辺の自然空間を含む区域において環境整備をする必要があるとされた。具体的な機能等については下記のように定められている。

- ・ 展示等機能
- ・ 体験、交流機能
- ・ 文化施設周辺の公園機能
- ・ アイヌの精神文化を尊重する機能

③ 候補地選定と他地域連携・役割分担

北海道内8地域を候補地として検討をした結果、アイヌ文化の伝承活動等を担う人材等の資源や施設の存在とともに、自然的・地理的条件ほかさまざまな状況をふまえ、白

老がふさわしいと判断した。

ただし、象徴空間としての他地域連携・役割分担に留意する必要があるとも示された。平取町における伝統工芸品の振興に向けた取り組みなど、地域固有の取り組みが象徴空間の機能等と連携・役割分担していくことが重要であり望ましいとされた。特に、白老地域で行われているイオル（アイヌの伝統的生活空間）の再生事業については象徴空間の機能の一部とされ、平取町ほか白老地区以外で行われているイオルの再生事業と役割分担を明確にするとともに、有機的な連携が必要であると示された。

（５）アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 （2019年／平成31年）

令和元年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（略称 アイヌ施策推進法）」は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための基本理念や方針をはじめ様々な措置が定められている。平取町の本計画を策定するにあたり直接的に関連性がある項目を中心に、概要を以下に示す。

① 目的と理念

先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現により、民族共生社会を実現することを目標とする。

多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨とし、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮し、全国的な視点に立ち、差別や権利利害の侵害がないよう、アイヌ施策を推進していくことが理念として掲げられている。

② 国と地方公共団体の責務と特別措置

国及び地方公共団体は、基本理念に則りアイヌ施策を策定し、実施する責務を有するものと定める。市町村は単独又は共同で基本方針に基づき、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

同計画では、以下事業において国により当該認定を受けた項目に関しては、交付金の交付、国有林野の利活用、内水面さけ採捕の規制緩和、商標法の特例、地方債の配慮等の特別な措置を受けることができると定められている。

- ・アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
- ・アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
- ・観光の振興その他の産業の振興に資する事業
- ・地域内もしくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
- ・その他内閣府令で定める事業

第3章 平取町におけるアイヌ政策の概要

1. 平取町アイヌ文化振興基本計画（2010年）

「平取町アイヌ文化振興基本計画」（平成22年3月策定）において、平取町におけるアイヌ文化振興に関する施策方針が示されている。要点を整理すると以下のとおりである。

（1）平取町アイヌ文化振興基本計画の目的と目指す姿

① 平取町アイヌ文化振興基本計画の目的と基本理念

「平取町アイヌ文化振興基本計画」は、「アイヌの人々の誇りの継承と理解の促進」を図ることを目的としている。そのためには、沙流川の豊かな自然環境で育まれたアイヌ文化を大切に継承していくとともに、現代社会の暮らし方を尊重しつつ多様な文化が共生・共存する地域社会を築いていくことが肝要である。そこで、「沙流川が育むアイヌ文化のかおるまち～多様な文化が共生する地域社会の創造」を基本理念としている。

② 平取町アイヌ文化振興基本計画の目指す姿

平取町では、アイヌ文化振興を進めていくことで、目指すべき町の姿を下記のように示している。

- ・アイヌ文化を町民が理解し、親しみ、関わりを持ちながら大切にしているまちへ
- ・アイヌ文化に関しての学校教育を積極的に進めるまちへ
- ・アイヌ文化との関わりの中で沙流川の織りなす自然景観を保全、活用するまちへ
- ・アイヌ文化を学び、知るための情報が蓄積され、発信されているまちへ
- ・アイヌ文化の拠点として多くの人々が訪れるまちへ

- ・アイヌ文化の継承環境が整い、担い手が育つまちへ
- ・アイヌ文化の息づく地域産業が形成されるまちへ

(2) 平取町アイヌ文化振興の施策と推進体制

① 事業連携による平取町アイヌ文化振興の推進

「イオル再生事業」、「沙流川流域地域文化調査業務」、「文化的景観事業」の3つの事業で情報交換・情報共有を図ることを基本に、平取町教育委員会ほか各関係機関・団体との連携を図り、進めていくとされている。

また、平取町におけるアイヌ文化の関係者のほかに学識者や専門家、町民なども加えて進めていくため、「平取町アイヌ文化振興推進協議会」を組織すると定められている。

② 平取町アイヌ文化振興の7つの施策

「平取町アイヌ文化振興基本計画」で目指す姿を実現し、目的を達成するために、事業の連携により以下の7つの施策を進めるとされている。

- ・アイヌ文化の普及・啓発の促進
- ・アイヌ文化の教育の推進
- ・アイヌ文化を育む沙流川の自然景観の保全と創出
- ・アイヌ文化の町民と専門家の協働による調査研究
- ・アイヌ文化の情報発信と拠点整備
- ・アイヌ文化を担う人と組織づくり
- ・アイヌ文化を活かした地域産業の振興

2. 第6次平取町総合計画

「第6次平取町総合計画」において、平取町のアイヌ施策に関する項目を確認する。本計画の中では「アイヌ文化の振興」と「文化財の保護と活用」、「アイヌ福祉」において下記のように方針が示されている。

(1) アイヌ文化の振興

① 二風谷アイヌ文化博物館の整備と充実

平取町に伝わる貴重なアイヌ文化を保存・伝承する重要な拠点であるが、オープンから30年近く経過しており、より魅力ある博物館運営を求められていることから、下記施策を行っていくこととする。

- ・公開セミナーや特別展などを開催し、博物館を活用した学習機会の提供を図る。
- ・必要に応じて整備改修を行い、文化財などの適正な管理運営とアイヌ文化学習の拠点として整備充実を図る。
- ・博物館周辺施設の整備を行い、見学者の安全に配慮した維持管理を進める。
- ・アイヌ工芸品のPR及び販売促進、伝統的工芸品の普及拠点として、二風谷工芸館の管理と運営を充実させる。
- ・資料の収集と充実を図るとともに、各関係機関と連携し、調査研究を進めて記録を継承していく。

② アイヌ文化の理解促進及び普及啓発

アイヌ文化の理解促進と普及啓発をさらに進めていくためには、関係機関と連携を図りながら情報を共有して専門性を高めるとともに、町内外へアイヌ文化の情報を発信することが重要である。そのために下記施策を行っていく。

- ・アイヌ文化に関する講座の開設や学習活動を行い、アイヌ文化の理解促進を図る。
- ・地域団体や個人と連携したアイヌ文化の普及活動の継続と、ホームページの充実、旅行業者などへの営業活動を積極的に行い、アイヌ文化の普及啓発を図る。

③ アイヌ文化伝承活動団体への支援と協力

アイヌ文化の理解と普及を図るため、伝統儀式、古式舞踏、口承文芸、伝統料理、木彫など様々な文化継承を行う団体への支援と協力を下記のとおり行う。

- ・古式舞踏や伝統料理などアイヌ文化の保存活動やアイヌ語とアイヌ口承文芸の継承活動団体に対する継続的な活動支援と協力を行う。
- ・アイヌ文化伝承保存団体などが行う伝統的行事や普及啓発を目的としたイベントへの支援協力を進める。
- ・民族舞踏やアイヌ工芸等の体験学習の推進を図る。

④ イオル空間等における伝統文化や活動の推進

平取イオル再生事業を次の中期的展開方針により進めていくとともに、機能分担を求められている「象徴空間」にて果たすべき役割を具体的に実現していくことを目指す。あわせて、文化伝承のあり方を具現化するため下記を推進する。

- ・イオル空間の活用と、自然素材などの育成と入手から利用に至るまでの一連の過程の推進と安定的な供給を進める。
- ・象徴空間と連動できる自然素材の持続的な供給体制と技術継承体制の構築を図る。
- ・伝統工芸品のより美しく使いやすい外観の探求と創作者の保護と推進を図る。

- ・地域団体や個人と連携したアイヌ文化の普及活動の継続と、ホームページの充実、旅行者などへの営業活動を積極的に行い、アイヌ文化の普及啓発を図る。

⑤ 実践的な調査・研究と保全・保護の推進

アイヌ文化や文化伝承に必要な自然環境や社会環境は様々な地域振興施策や社会情勢などにより失われていく。その影響の調査と保全対策の提言と実施のため、下記の取り組みを推進する。

- ・地域振興施策に関わる文化環境アセスメントと保全対策の継続的な実施を進める。
- ・文化財や観光資源など地域資源の現況調査と、その周辺環境を含めた利活用を推進する。
- ・伝統的工芸品産業を支援するため、後継者創出育成や作業環境整備、技術や技法の記録や需要開拓などを進める。

⑥ 先住民族国際交流の推進

アイヌの人々の持つ文化継承が危機的状況にある現在、伝統文化を後世に伝えるためには、世界の先住民族対策の潮流を理解することが重要である。そのため、海外先進地に学びながら伝統技術の継承状況等の把握を行う。

(2) 文化財の保護と活用

① 有形・無形文化財等の保護推進

平取町内に存在する多くの有形・無形文化財を適正に管理していくため、必要な保護政策を継続し、理解促進と普及啓発に努めるとともに、文化・観光資源としての有効活用と新たな調査研究を進める。そのため、下記の施策を推進する。

- ・アイヌ民族資料や旧マンロー邸などの有形文化財を、関係機関と連携を深めながら適正な管理と普及・活用を図る。
- ・重要無形文化財であるアイヌ古式舞踏の保護と活用のため、保持団体への支援継続と連携を図る。
- ・名勝地での視点場の整備と普及啓発活動を図るとともに、町指定天然記念物である「すずらん群生地」の保存と普及、活用を図る。
- ・アイヌ口承文芸の正しい普及を図るとともに、アイヌ語話者の古老との協働や後継者育成を図る。

② 文化的景観の保護推進

沙流川流域に形成されたアイヌの伝統文化と近代開拓による生活と生業の姿である文化的景観の保全と活用を推進するため、地域住民や関係機関の理解促進を図り、追加選定を進めて景観全体の付加価値を高める必要がある。

そのため、セミナー開催や web 媒体・紙媒体での学習資料の整備などを進め、普及啓発活動をより推進する。また、追加選定を進めるとともに、関連する各種計画との協働も検討する。

③ 埋蔵文化財の保護と活用

町内には埋蔵文化財包蔵地が 100 カ所以上確認されているが、今後も新たな遺跡が増えていくと見込まれる。町の歴史を語る財産として保護をし、有効活用していくため下記のようにさまざまな対策と施策を行う。

- ・埋蔵文化財包蔵地カード等を適切に更新整備し、情報公開及び協議資料として備え

る。

- ・ 開発行為の事前に、埋蔵文化財の保護を目的とした照会と協議の周知に努める。
- ・ 状況により記録保存のための発掘調査と報告書作成業務を行う。
- ・ 埋蔵文化財のパトロールを行う。
- ・ これまでの記録類を順次デジタル化して管理する。
- ・ 沙流川歴史館を活用した学習機会の提供を行う。
- ・ 広報誌等を活用し、埋蔵文化財情報や教育情報を公開、発信する。

(3) アイヌ福祉施策の推進

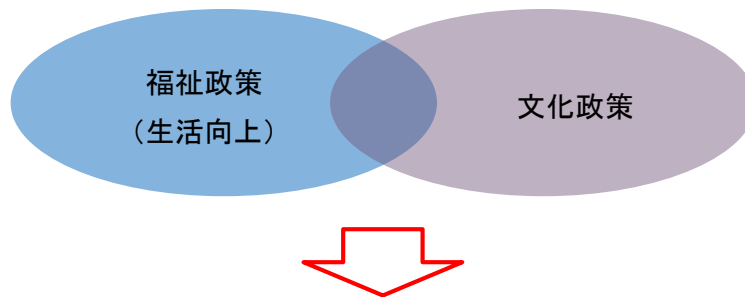
アイヌの人たちの生活の安定や就労を促進し、社会的・経済的地位の向上をより図ることが重要である。そのため、以下施策を推進する。

- ・ 平取アイヌ協会及び各関係組織との協力、連携を図り、組織活動の強化等の支援を推進する。
- ・ 生活相談員の継続配置など、生活と雇用の安定を図る。
- ・ 住宅支援策の充実と活用等により生活環境等の改善と向上を図る。

3. アイヌ施策推進法の施行による新たなアイヌ総合政策体系

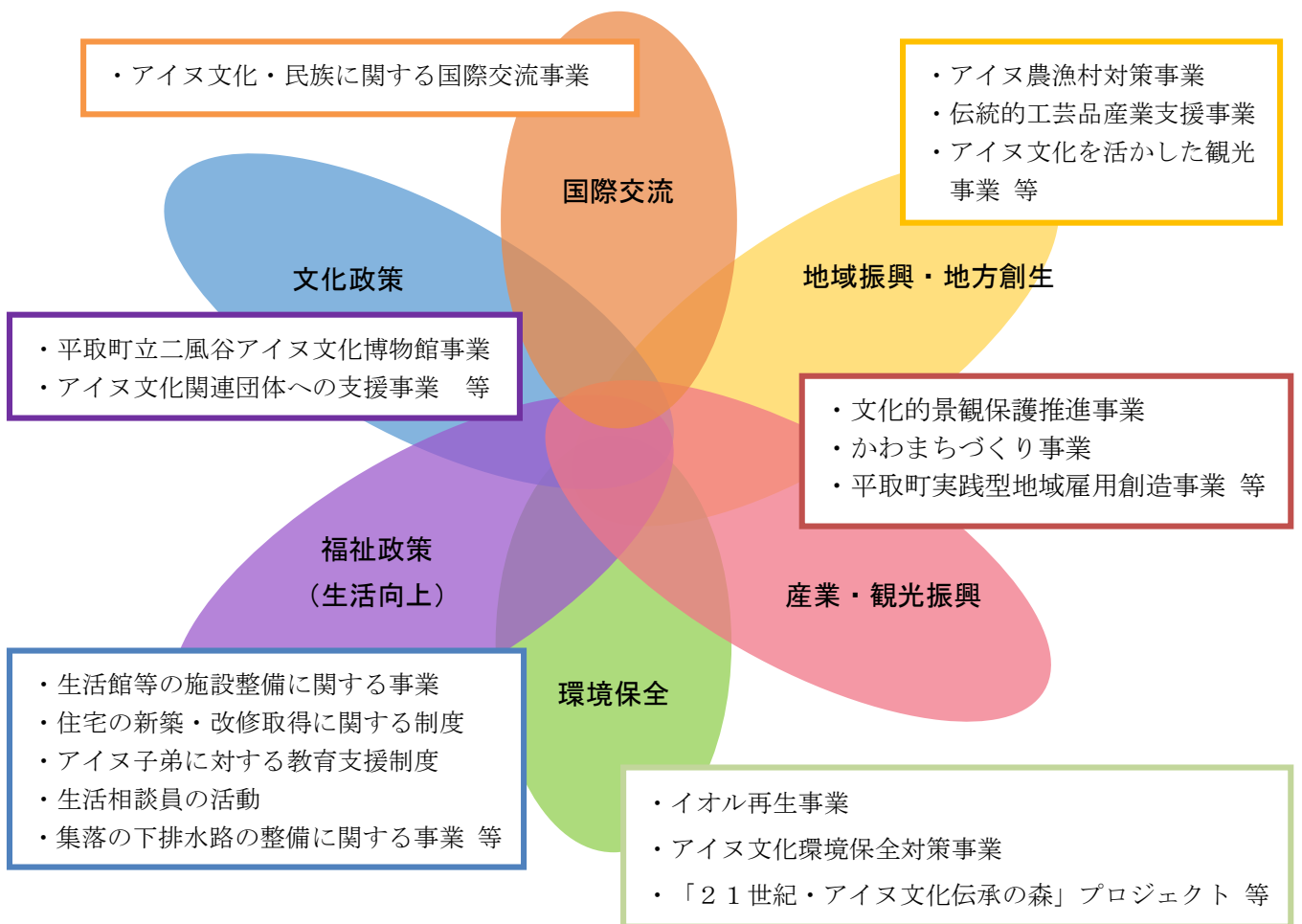
アイヌ施策推進法の制定により、従来の福祉政策、文化政策に加え、地域振興・地方創生、産業・観光振興、環境保全、国際交流を含めた総合的な体系のもと、現在の平取町のアイヌ施策は以下のような位置づけと考えられる。

＜従来のアイヌ政策の体系＞



＜2019年5月～「アイヌ施策推進法」の施行による新たなアイヌ総合政策の体系＞

現在の平取町のアイヌ施策事業は6つの分野に横断的に実施されている。



第4章 平取町におけるアイヌ政策の主な課題

1. 個別事業等におけるアイヌ政策の主な課題

庁内プロジェクト会議メンバーを通じて、現在の平取町におけるアイヌ施策の現状と課題を調査した結果のなかから、課題に関する主な概況を以下に示す。

事業名	課題
平取地域イオル再生事業	現事業の基本となる IWOR 構想（伝統的生活空間整備）の情報共有化と IWOR の必要性に関する国の理解促進が必要
アイヌ文化環境保全対策事業	継続的で拡大的な調査と保全対策の実施とともに調査資料の整理や活用が必要
文化的景観保護推進事業	文化的景観に関する住民の理解促進が必要 文化的景観の活用に重点をおいた事業が必要 年間を通して活用できるために、すずらん群生地と周辺とのネットワーク形成のための整備と管理が必要
「21世紀・アイヌ文化伝承の森」プロジェクト	アイヌ民族や文化に関する現状の理解が必要 地域的・民族的コミュニティにおける人材が必要 森林分野における助成制度の充実 等
平取町立二風谷アイヌ文化博物館	受入の拡大と来訪団体管理の一元化 運営理念に沿った事業の継続
アイヌ文化に関する地域間交流の事業活動	構成員の拡大 アイヌ文化の伝承活動が生業に繋がること
アイヌ文化・民族に関する国際交流の事業活動	交付要件に現在の伝承者も対象とする 先住民族のアイデンティティの確立
アイヌ農林漁業対策事業	沙流川沿いの縦長の地形上、農作業共同化が難しいことから、事業採択要件等の緩和が必要
アイヌ子弟に対する教育支援制度（大学・高校等）	教育支援に関する特定財源の確保 エアコンなど学習環境の改善
生活館等の施設整備に関する事業	12 施設ある生活館のうち老朽化しているものについて、耐震化や改築・改修が必要
住宅の新築・改修・取得等に関する支援制度	低金利の住宅ローンと競合するなかで、制度利用を促進するためには貸付要件の見直しが必要

2. アイヌ施策全般における課題の整理

① アイヌ文化継承活動における課題

- ・アイヌ民族・アイヌ文化に対する理解の促進
- ・文化伝承者の高齢化と後継者不足を解消する人材の確保
- ・アイヌ語を誰もが学び使用できる機会の拡充
- ・アイヌ語の学校教育での学習機会の充実
- ・伝統舞踊の担い手の拡充
- ・アイヌの精神文化に対する理解の促進
- ・文化活動を担う人材を地元で育成していく仕組み
- ・継続的な活動を支える財源の確保

② アイヌ文化に関わる環境保全・再生・創造事業における課題

- ・環境保全・再生・創造の取組の必要性に関する理解の促進
- ・環境保全・再生・創造の取組の実施に必要な人材の確保
- ・環境保全・再生・創造の取組を行う技術の継承
- ・アイヌ文化を支える自然素材の育成・保全の推進
- ・継続的な取組を支える財源の確保

③ アイヌ文化に関わる産業振興・観光振興における課題

- ・アイヌ文化を活かした雇用機会の創出
- ・アイヌ工芸従事者の人材確保

- ・アイヌ工芸の商品構成の多様化と販路の開拓・拡大および販売体制の強化
- ・アイヌの食文化を活かした地域食の開発
- ・アイヌ文化を活かした体験プログラムやツアー商品の開発
- ・アイヌ文化に関心を持つ来訪者の一元的管理とPRの推進
- ・民族共生象徴空間（ウポポイ）とは異なる生活に根付いたアイヌ文化の発信
- ・平取町までの交通アクセスの改善

④ コミュニティ・産業関連の生活支援・施設管理に関する課題

- ・施設・設備の老朽化に伴う整備費の確保
- ・現状に即した助成制度等の採択要件の見直し
- ・子弟教育の安定的な財源の確保
- ・住宅に関する貸付金や農林業の基盤整備に関する補助金の要件緩和

第5章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の基本的考え方

1. 計画の目指す将来像

以下を本計画の目的とする。

アイヌの人々の誇りが尊重され多様な文化が共生する平取町

2. 計画の基本理念

以下を本計画の基本理念とする。

- ◎ アイヌの人々の誇りが尊重される共生の社会
- ◎ 生活・生業を通じたアイヌ文化の継承と発展
- ◎ 地域振興につながる相互連携による総合的取組

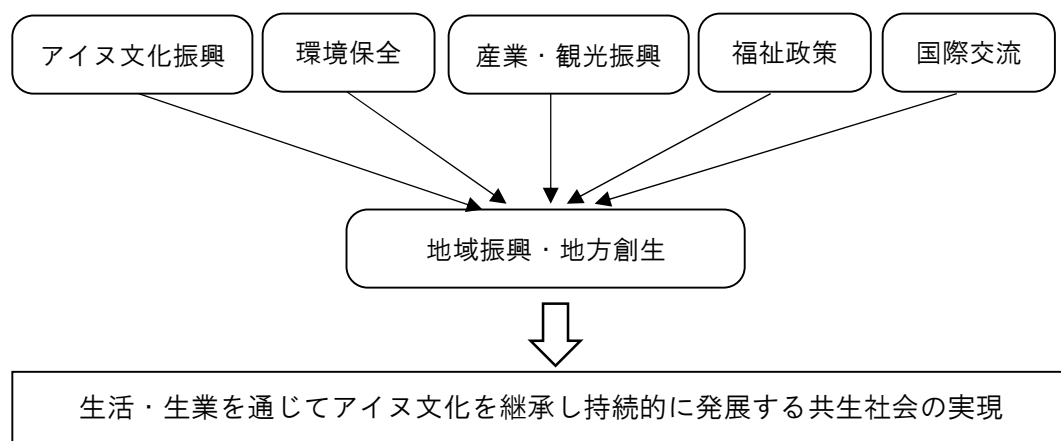
3. 計画策定における基本的な視点

- ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言をふまえ、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づいた計画とする。
- ・ 先住民族がおかれてきた歴史的経緯をふまえつつ、現時点で実行可能な施策の計画・実施から着手し、段階的に改善を目指す計画とする。
- ・ 地域ならではの特徴としての沙流川流域のアイヌ文化が次世代にわたり継承されていくためには、人々が生活・生業を営みながら平取町に住み続けていくことが基本となることから、地域全体の持続的発展を図っていくことが不可欠である。

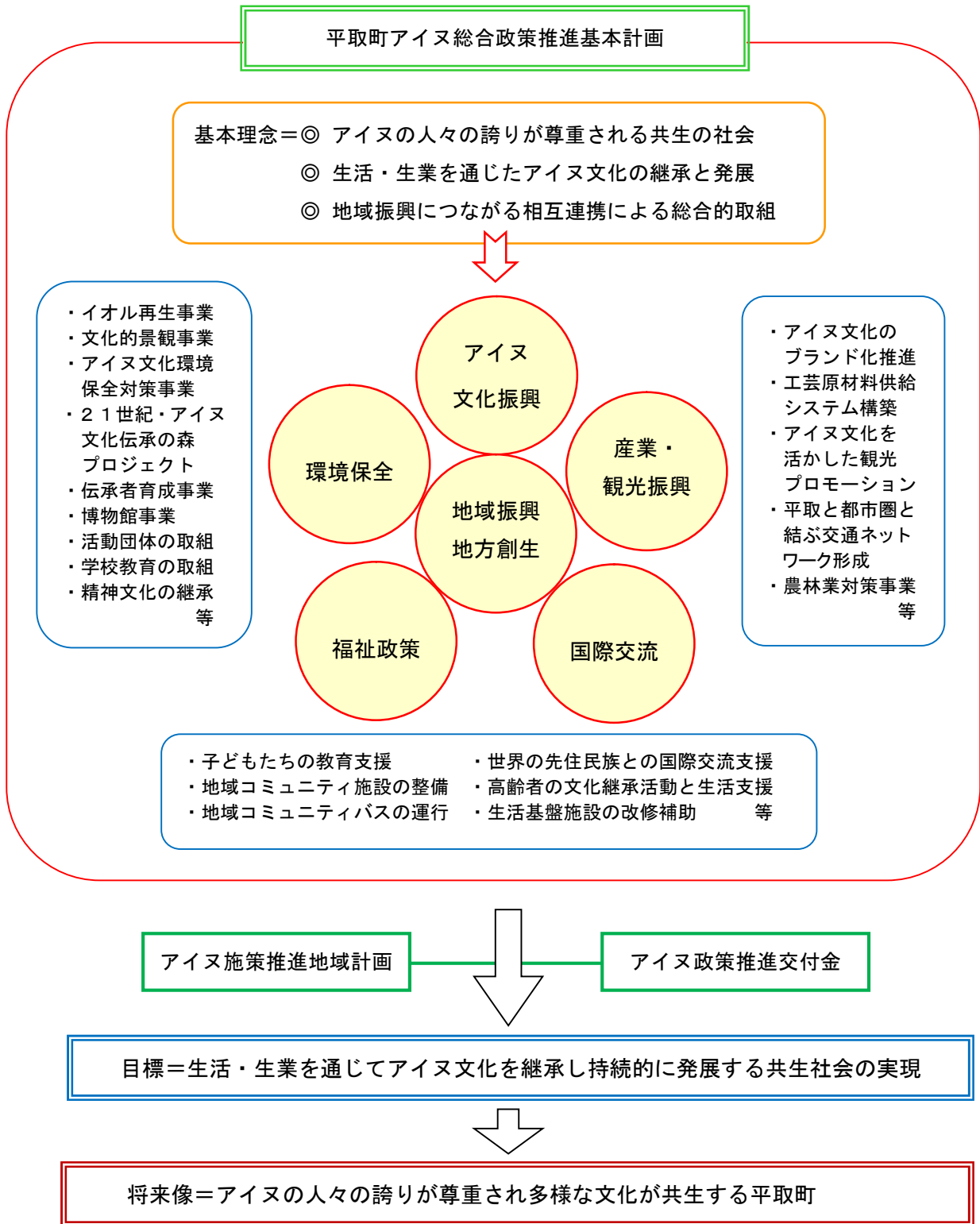
- そのため、例えば、2015年9月の国連サミットで採択され、誰一人取り残さないという包摂性を有し、持続可能で多様性のある社会の実現を図ることを目的とした、「持続可能な開発目標（SDGs）」も計画の基本的考え方の参考にしていくことが望ましいと考えられる。
- 平取町はアイヌの人々と入植・移住してきた和人との交流が古くから行われ、ともに地域で生活してきた歴史を共有していることから、アイヌの人々の暮らしや生業・文化を支えていくことが平取町全体の地域振興や活性化につながり、かつ地域全体の振興を図ることがアイヌの人々の生活の安定や文化の振興、誇りが尊重される地域社会の形成につながる計画とすることが肝要と言える。併せて、平取町ばかりでなく、国土交通省や林野庁等の国・北海道や関係機関、民間事業者、町民が一体となって協働で取り組むことを基本とする。

4. 計画の構成と目指す目標

本計画が網羅する『アイヌ文化振興』『環境保全』『産業・観光振興』『福祉政策』『国際交流』の取組をもとに、『地域振興・地方創生』を図り、「生活・生業を通じてアイヌ文化を継承し持続的に発展する共生社会の実現」を目指すこととする。



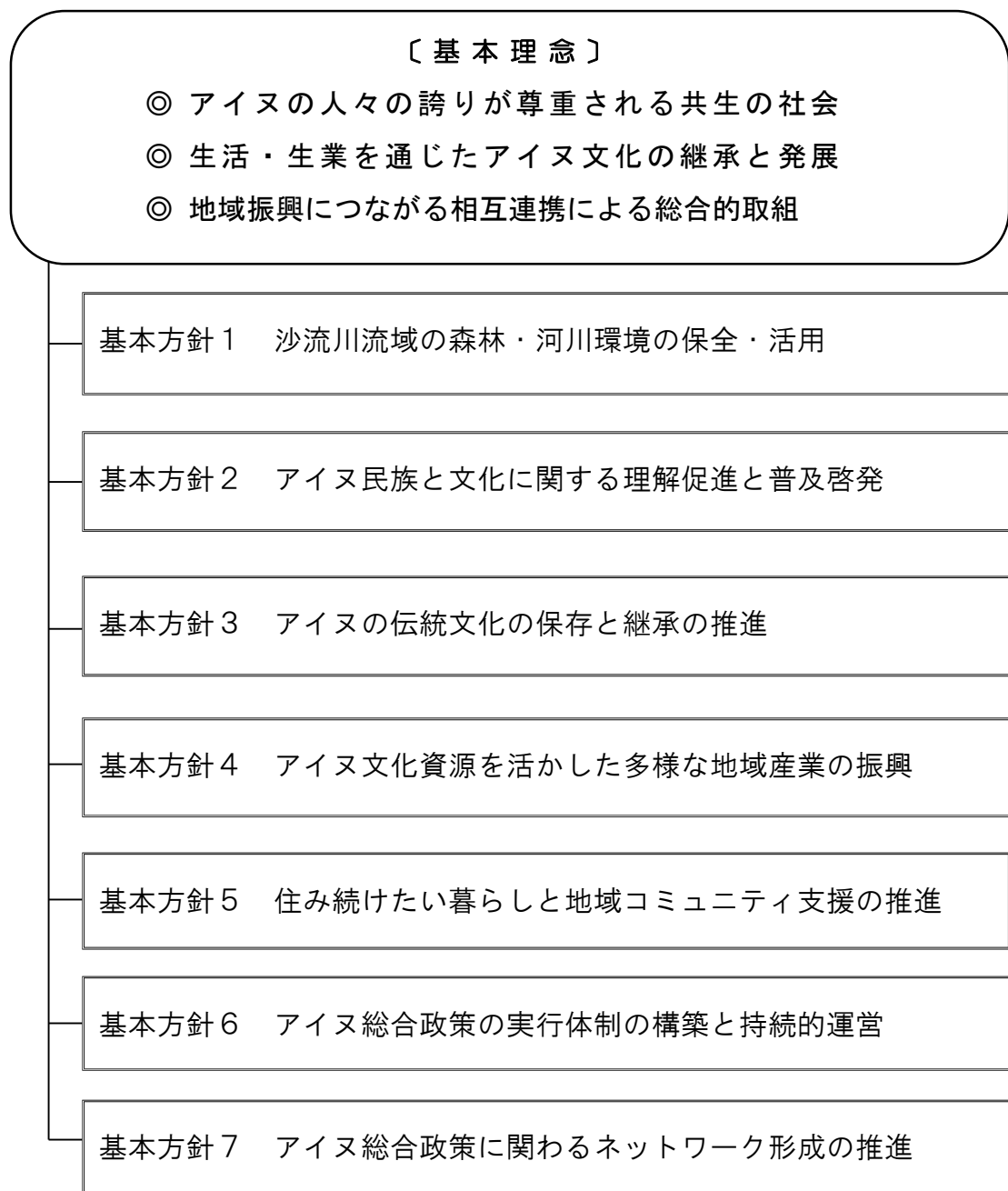
【アイヌ総合政策推進基本計画の全体像】



第6章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の体系と基本施策

1. 施策の基本方針と体系

基本理念のもと、アイヌ総合政策を推進する7つの基本方針を大綱とする施策の大系を構築する。



2. 基本施策

(1) 基本施策1 沙流川流域の森林・河川環境の保全・活用

- ・アイヌ文化環境保全対策事業の調査継続と保全対策の実施
- ・文化的景観に関する調査の実施と官民協働による保全・活用方策の実施
- ・21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト事業を活かした国有林の保全・活用
- ・イオル再生事業を活かした森づくりと河川環境の活用
- ・かわまちづくり事業を活かした官民協働による河川環境の活用
- ・森林・河川環境に関するガイドの育成と活用 等

(2) 基本施策2 アイヌ民族と文化に関する理解促進と普及啓発

- ・アイヌの人々をとりまく歴史的経緯に関する教育と意識啓発の機会づくり
- ・アイヌ文化ならびにアイヌ語に関する生涯学習の促進
- ・アイヌの人々の精神文化の継承と慰霊等に関わる管理・運営
- ・博物館等の文化施設の充実と利用促進 等

(3) 基本施策3 アイヌの伝統文化の保存と継承の推進

- ・重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財等の保全
- ・沙流川流域のアイヌ伝統工芸に関する調査データの蓄積と活用
- ・アイヌの伝統文化を保存・継承する人材育成と活動支援 等

(4) 基本施策4 アイヌ文化資源を活かした多様な地域産業の振興

- ・地域を支える農林業の振興に関する支援方策の充実
- ・アイヌ文化資源を観光コンテンツとする体験プログラム等の開発
- ・アイヌ文化を活かした観光プロモーションの展開
- ・平取と交通・文化的拠点を結ぶ交通アクセスの構築
- ・アイヌ伝統工芸の技術を活用したものづくり産業の育成
- ・アイヌ伝統工芸の技術を活かした新商品開発による販売の促進
- ・アイヌ工芸のブランド化の推進と販売体制の強化
- ・アイヌ文化施設と観光資源を組み合わせた滞在型ツアーの展開
- ・アイヌ文化を紹介するガイド等の人材の養成と活用
- ・アイヌ文化施設と観光資源をコーディネートする運営体制の整備 等

(5) 基本施策5 住み続けたい暮らしと地域コミュニティ支援の推進

- ・子どもたちの未来を拓く教育支援の充実
- ・高齢者も安心して暮らせる生活支援制度の充実
- ・安心して住み続けられる住宅環境の整備に関する支援の充実
- ・地域コミュニティの拠点となる生活館の整備と利用促進 等
- ・生活館等を結ぶコミュニティ交通アクセスの充実による地域間交流の促進 等

(6) 基本施策6 アイヌ総合政策の実行体制の構築と持続的運営

- ・アイヌ施策に関する事業に関わる総合的な運営組織を中心とした体制の強化
- ・関連するアイヌ施策の共有化と連携の促進

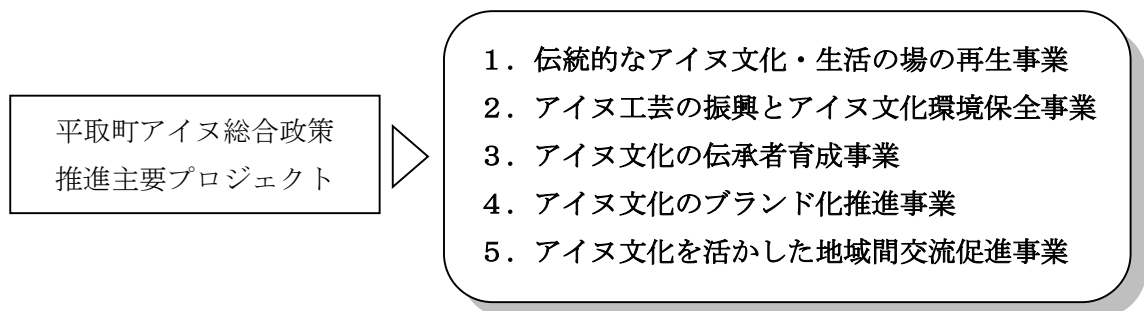
- ・持続的な運営を支えるための発展的事業の検討と運営
- ・アイヌ総合政策の全体について、企画・調整・推進していく人材の育成
- ・客観的な評価と PDCA サイクルの実施による健全な運営 等

(7) 基本施策7 アイヌ総合政策に関わるネットワーク形成の推進

- ・国・北海道と連携したアイヌ総合政策の一層の推進
- ・民族共生象徴空間の広域関連区域としての役割を果たすための具体的取組の推進
- ・世界の先住民族との交流によるアイヌ総合政策の発展的な展開
- ・専門家とのネットワーク・協働による事業の効果的な実施
- ・アイヌ総合政策に関わる全体的な運営組織を中心とした体制の強化
- ・関連するアイヌ施策の事業間の共有化と連携の促進
- ・持続的な運営を支えるための発展的事業の検討と運営 等

7章 平取町アイヌ総合政策を推進する主要プロジェクト

平取町アイヌ総合政策を推進するために、大きな目標に向かって具体的で重点的な取り組みとして、次の5つの主要プロジェクトを実施していくこととする。



1. 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業

- ・沙流川流域に発展したアイヌの伝統的生活空間の再生を目的として、コタンの再現、アイヌ文化の継承に必要な自然素材の栽培・育成等を発展的に行っていく。
- ・さらに、アイヌ文化の伝承を推進するため、地域住民やアイヌの人々、関係機関と協働して地域やアイヌの人々の要望を反映した国有林野等の保全・活用を進めていく。

2. アイヌ工芸の振興とアイヌ文化環境保全事業

- ・アイヌ工芸の人材育成ならびに伝統的工芸品産業を観光産業とも連携しながら、アイヌ工芸を振興していく。
- ・アイヌ文化を育んできた森林・河川環境等の保全・活用を沙流川流域で持続的に推進する体制づくりと拠点整備を行うとともに、精神文化の象徴としてのポロシリを含む一帯を保全するための活動を進めていく。

3. アイヌ文化の伝承者育成事業

- ・民族共生象徴空間（ウポポイ）の運営や平取町における伝統的生活空間の再生に関わる事業に携わる人材ならびに地域におけるアイヌ文化伝承者を育成していく。
- ・アイヌ民族と文化に関わる歴史や自然環境、精神文化、儀礼、芸能、生業、食文化をはじめ、普及啓発のためガイド等に関するカリキュラムを実施していく。

4. アイヌ文化のブランド化推進事業

- ・アイヌ文様などの持つ意味や形の基本を大切にしつつ、そのイメージをもとにデザイナーやプランナーと連携した商品開発を進め、平取町ならではのブランド確立とアイヌ文化関連商品の需要開拓を進めていく。
- ・アイヌ工芸の伝統を活かした新たな商品開発を行い、販路開拓、販売拡大につなげていく。

5. アイヌ文化などを活かした地域間交流促進事業

- ・平取町のアイヌ文化の情報発信や二風谷コタン等でのイベントなどを通じて、平取町への来訪者の増大を図り、アイヌ文化の普及と理解促進を図るとともに、平取町の特産品の販売促進やアイヌ文化などを学んだ人材の就業の場につなげていく。
- ・札幌や新千歳空港、民族共生象徴空間（ウポポイ）などと平取町との交通アクセスの改善を図り、平取町への来訪者の増加と生活利便性を向上していく。
- ・海外の先住民族や文化施設等との交流促進をはかり、平取町のアイヌ文化等に関する情報発信とともに、子どもたちをはじめとした文化伝承に関わる人材を育成していく。

第8章 平取町アイヌ総合政策推進基本計画の推進体制

本計画は、平取町が中心になって、平取アイヌ協会をはじめとするアイヌ施策等に関わる活動団体関係者に加えて、学識者・有識者のほか町内の経済団体、自治会等の関係者を交えた「平取町アイヌ総合政策推進協議会」（前 平取町アイヌ文化振興推進協議会）において合意形成を図りながら、実施していくことが必要である。

また、平取町や平取アイヌ協会をはじめとするアイヌ関係団体の活動とともに、施策の実施主体となる事業者の体制を強化していくこととする。

＜平取町アイヌ総合政策推進基本計画の推進体制＞

